

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 人権政策室

ID: 287 公表

事業名	いじめ問題対策事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	いじめ防止対策推進法			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市いじめ防止基本計画			
	(1)人権啓発の推進		南丹市いじめ問題対策連絡協議会等条例			
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点				
重点政策区分	子どもを育てやすいまちをつくる	今後の方向性				
定住促進事業	対象外 評価結果 -					
現状の課題	いじめ防止対策推進法(以下「法」)に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」)のための対策を効果的に推進する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度 予算現額			403
平成27年度	法及び市いじめ防止基本方針に基づき、以下の協議会等を設置し、いじめの防止等を教育機関と連携して総合的かつ効果的に実施する。 ①「南丹市いじめ問題対策連絡協議会」の設置(法第14条第1項) ②「南丹市いじめ問題に関する第三者委員会」の設置(法第30条第2項)		児童生徒一人一人の尊厳と人権が尊重されるよう学校・家庭・地域社会が連携し、いじめの防止等のための対策を効果的に推進すること。	403		
平成28年度	法及び市いじめ防止基本方針に基づき、以下の協議会等を設置し、いじめの防止等を教育機関と連携して総合的かつ効果的に実施する。 ①「南丹市いじめ問題対策連絡協議会」の設置(法第14条第1項) ②「南丹市いじめ問題に関する第三者委員会」の設置(法第30条第2項)		児童生徒一人一人の尊厳と人権が尊重されるよう学校・家庭・地域社会が連携し、いじめの防止等のための対策を効果的に推進すること。	403		
平成29年度	法及び市いじめ防止基本方針に基づき、「南丹市いじめ問題対策連絡協議会」「南丹市いじめ問題に関する第三者委員会」を設置し、いじめの防止等を教育機関と連携して総合的かつ効果的に実施する。		児童生徒一人一人の尊厳と人権が尊重されるよう学校・家庭・地域社会が連携し、いじめの防止等のための対策を効果的に推進すること。	403		
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南丹市いじめ問題対策連絡協議会(年2～3回開催) 内容:いじめの防止等のための取組に関する関係行政機関及び団体相互の連絡調整を行う</li> <li>・南丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会 いじめによる重大事態が発生した際に、教育機関の調査報告に対し、再調査を行なうことが必要と市長が判断した場合に開催 内容:法第30条第2項に基づく調査</li> </ul>					
事業の目的	法及び南丹市いじめ防止基本計画に基づき、いじめの防止等のための対策を効果的に推進するため「南丹市いじめ問題対策連絡協議会」及び「南丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会」を設置する。					
事業の効果	児童生徒費一人一人の尊厳と人権が尊重されるよう学校・家庭・地域社会が連携し、いじめの防止等のための対策を効果的に推進することができる。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 人権政策室

ID: 201 公表

事業名	園部文化センター管理運営費	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市文化センター条例				
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市文化センター運営審議会規則				
	(1)人権啓発の推進						
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点					
重点政策区分	住みやすいまちをつくる	今後の方向性					
定住促進事業	対象外 評価結果 中庸的な事業						
現状の課題	人権問題解決の視点から、教育・啓発、生活・福祉、産業・就労等の分野における課題解決が必要であり、市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や体制整備が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)	
			平成26年度 予算現額				2,110
			平成27年度	各文化センターの管理運営事業	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	1,984	
			平成28年度	各文化センターの管理運営事業	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	1,984	
			平成29年度	各文化センターの管理運営事業	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	1,984	
具体的な実施内容	各文化センターの管理運営事業。						
事業の目的	地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的、文化的向上を図り、生活上の課題やさまざまな人権課題の解決に資するために講座の開設、就労相談等さまざまな相談事業や生活改善事業等を実施する。						
事業の効果	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。						

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：日吉支所 健康福祉課

ID: 207 公表

事業名	興風交流センター地域交流活性化支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	社会福祉法			
	1 共に生きるまちづくりを進める		隣保館設置運営要綱			
	(1)人権啓発の推進		南丹市文化センター条例			
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点	事業の評価・見直しを行いながら、住民の人権意識の向上を図るため、住民ニーズの把握に努め、地域及び周辺地域住民を対象にした交流事業を実施していく。			
重点政策区分	住みやすいまちをつくる		今後も、地域及び周辺地域住民の社会的、経済的、文化的向上を図り、生活上の課題や様々な人権課題の解決に資するため、各種講座の開設等を実施する。			
定住促進事業	対象外	評価結果	中庸的な事業			
現状の課題	基本的人権の尊重の精神に基づき、地域住民の教育・啓発、生活・福祉、産業・就労の分野における課題解決が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		1,061
平成27年度	各種交流事業の開催 人権文化の集い開催(隔年)		課題解決に向けた、学習と交流が推進できる。 2講座受講生年間 延べ 250人 交流事業参加者 述べ 200人 人権文化の集い 250人	1,283		
平成28年度	各種交流事業の開催		課題解決に向けた、学習と交流が推進できる。 2講座受講生年間 延べ 250人 交流事業参加者 述べ 200人	1,061		
平成29年度	各種交流事業の開催 人権文化の集い開催(隔年)		課題解決に向けた、学習と交流が推進できる。 2講座受講生年間 延べ 250人 交流事業参加者 述べ 200人 人権文化の集い 250人	1,283		
具体的な実施内容	人権意識向上のために住民交流を図る各種講座開設事業を実施する。					
事業の目的	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決をめざす。					
事業の効果	事業を継続することにより、課題解決に向けた、学習と交流の場となる。特に子どもたちの交流が図れる。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：日吉支所 健康福祉課

ID: 299 公表

事業名	興風児童館維持管理費	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	児童福祉法			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市児童館条例			
	(1)人権啓発の推進					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点	地域及び周辺地域の子どもたちの心身の健全育成、自立性や社会性を養うことができるよう活発な児童館活動を行うため、施設の良い維持管理を行う。			
重点政策区分	住みやすいまちをつくる	今後の方向性	今後も、児童に良い環境と健全な娯楽を与え、健康を増進し、情操を豊かにし、児童の健全な育成に資するための事業を行う児童館の維持管理をしていく。			
定住促進事業	対象外 評価結果 中庸的な事業					
現状の課題	基本的人権の尊重の精神に基づき、地域住民の教育・啓発、生活・福祉、産業・就労の分野における課題解決が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		590
平成27年度	来館児童生徒の指導 図書室の開館及び図書の貸出 学習の場の提供		課題解決に向けた、児童生徒の学習と交流が図れる。	338		
平成28年度	来館児童生徒の指導 図書室の開館及び図書の貸出 学習の場の提供		課題解決に向けた、児童生徒の学習と交流が図れる。	338		
平成29年度	来館児童生徒の指導 図書室の開館及び図書の貸出 学習の場の提供		課題解決に向けた、児童生徒の学習と交流が図れる。	338		
具体的な実施内容	児童館活動。					
事業の目的	児童により環境と健全な娯楽を与え、もって健康を増進し、情操を豊かにして児童の健全な育成に資するため					
事業の効果	事業を継続することにより、課題解決に向けた、児童生徒の学習と交流の場となる。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

ID: 611 公表

事業名	障害者講座	細事業名			新継区分	継続事業
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	社会教育法			
	1 共に生きるまちづくりを進める		京都府人権教育・啓発推進計画			
	(1)人権啓発の推進		南丹市人権教育・啓発推進計画			
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点				
重点政策区分		今後の方向性				
定住促進事業	対象外 評価結果 方向性を見直し					
現状の課題	障がい者の社会的見聞や知識を深めるために、実践的なことを中心に学習し、障害者の社会参加を促す。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度 予算現額			
平成27年度	施設見学 制作活動 体験活動		障がい者が講座(社会教育活動)に参加することにより、人間関係のつながりを高め、学習意欲の向上につなげる。	100		
平成28年度	施設見学 制作活動 体験活動		障がい者が講座(社会教育活動)に参加することにより、人間関係のつながりを高め、学習意欲の向上につなげる。	100		
平成29年度	施設見学 制作活動 体験活動		障がい者が講座(社会教育活動)に参加することにより、人間関係のつながりを高め、学習意欲の向上につなげる。	100		
具体的な実施内容	視覚・聴覚障がいのある方々の豊かな生活向上と社会参加の促進を図るため、様々な体験活動をととして学習意欲の向上につなげる。					
事業の目的	障がい者の社会進出の促進 学習意欲の向上					
事業の効果	家に閉じこもりがちな障害者が講座に参加することにより、人間関係のつながりが出来るとともに、見聞を深める。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 人権政策室

ID: 300 公表

事業名	城南・木崎児童老人会館維持管理費	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市児童館条例			
	1 共に生きるまちづくりを進める					
	(1)人権啓発の推進					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点				
重点政策区分	住みやすいまちをつくる	今後の方向性				
定住促進事業	対象外   評価結果   中庸的な事業					
現状の課題	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や体制整備が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度 予算現額			
平成27年度	児童老人会館を拠点とした各種事業・講座の展開		児童老人会館活動をとおして子どもたちや高齢者とのふれあいや心と体の育成を図っている。	3,741		
平成28年度	児童老人会館を拠点とした各種事業・講座の展開		児童老人会館活動をとおして子どもたちや高齢者とのふれあいや心と体の育成を図っている。	3,741		
平成29年度	児童老人会館を拠点とした各種事業・講座の展開		児童老人会館活動をとおして子どもたちや高齢者とのふれあいや心と体の育成を図っている。	3,741		
具体的な実施内容	児童老人会館を拠点とした各種事業・講座の展開。					
事業の目的	健全な遊びの場所を提供する。 児童の知識の普及向上。 健全な遊びや行事をとおし、情操を豊かにする。 三世代交流の場を提供する。 高齢者の介護予防					
事業の効果	児童老人会館活動をとおして子どもたちや高齢者とのふれあいや心と体の育成を図っている。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

ID: 610 公表

事業名	人権教育事業	細事業名			新継区分	継続事業
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	人権教育・啓発推進法			
	1 共に生きるまちづくりを進める		京都府人権教育・啓発推進計画			
	(1)人権啓発の推進		南丹市人権教育・啓発推進計画			
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点				
重点政策区分		今後の方向性				
定住促進事業	対象外   評価結果   手法の改善					
現状の課題	市民及び人権啓発推進委員、障害者の人権学習等の機会が少ない	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		420
平成27年度	人権教育講座 3講実施 人権啓発推進委員対象講演会実施		それぞれに参加者の意識高揚等を図る 指導者の養成	480		
平成28年度	人権教育講座 3講実施 人権啓発推進委員対象講演会実施		それぞれに参加者の意識高揚等を図る 指導者の養成	480		
平成29年度	人権教育講座 3講実施 人権啓発推進委員対象講演会実施		それぞれに参加者の意識高揚等を図る 指導者の養成	480		
具体的な実施内容	市民の人権意識の高揚を図ることを目的として人権に関する講演会等を実施する。 人権教育講座を一般市民を対象に3講実施する。 また、人権教育啓発推進委員対象の研修会を各地区別に2講、計8講実施する。					
事業の目的	市民及び人権啓発推進委員、障害者の人権学習の機会提供等					
事業の効果	人権意識の高揚を図る学習機会の提供が図れた。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 人権政策室

ID: 171 公表

事業名	人権啓発事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律				
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市人権教育・啓発推進計画				
	(1)人権啓発の推進						
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点	より多くの市民が集える人権啓発事業(人権講演会・フォーラムなど)の展開を進める。				
重点政策区分	住みやすいまちをつくる	今後の方向性					
定住促進事業	対象外 評価結果 手法の改善						
現状の課題	あらゆる人権問題についての取組みは、市において重要な施策と考える。家庭・学校・地域社会・企業等あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進が必要である。そのためには、人権講演会・指導者研修会や区別の研修を積極的に推進していく。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)	
			平成26年度 予算現額			6,010	
			平成27年度	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するため、講演会、街頭啓発等を実施し、市民一人ひとりの生命と人権を尊重し、差別を許さないまちづくりを推進する。	市内に人権尊重の理念を普及させ、理解を深めるための啓発活動を推進し、市行政をはじめ、関係組織・団体との連携を強めて市全体の人権意識の高揚をはかる。	6,332	
			平成28年度	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するため、講演会、街頭啓発等を実施し、市民一人ひとりの生命と人権を尊重し、差別を許さないまちづくりを推進する。	市内に人権尊重の理念を普及させ、理解を深めるための啓発活動を推進し、市行政をはじめ、関係組織・団体との連携を強めて市全体の人権意識の高揚をはかる。	6,332	
			平成29年度	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するため、講演会、街頭啓発等を実施し、市民一人ひとりの生命と人権を尊重し、差別を許さないまちづくりを推進する。	市内に人権尊重の理念を普及させ、理解を深めるための啓発活動を推進し、市行政をはじめ、関係組織・団体との連携を強めて市全体の人権意識の高揚をはかる。	6,332	
具体的な実施内容	同和問題をはじめあらゆる人権問題を解決するため、講演会の開催、街頭啓発等を実施し、市民一人ひとりの生命と人権を尊重し差別を許さないまちづくりを推進する。						
事業の目的	人権尊重の理念の普及 人権意識の高揚						
事業の効果	市内に人権尊重の理念を普及させ、理解を深めるための啓発活動を推進し、市行政をはじめ、関係組織・団体との連携を強めて市全体の人権意識の高揚をはかることができる。						

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。



# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：日吉支所 健康福祉課

ID: 200 公表

事業名	地域センター管理運営費	細事業名	興風交流センター管理運営費	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市文化センター条例			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市文化センター運営審議会規則			
	(1)人権啓発の推進					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点	人権啓発の拠点として総合的な活動を行い、成果を上げている。27年度に、耐震補強工事を行い、さらなる安心安全の施設管理運営を図っていく。			
重点政策区分	住みやすいまちをつくる	今後の方向性	人権啓発の拠点として総合的な活動を行い、生活上の課題や様々な人権課題の解決に資するため、講座の開設、就労相談等の相談事業や生活改善事業を実施していく。			
定住促進事業	対象外	評価結果	中庸的な事業			
現状の課題	基本的人権の尊重の精神に基づき、地域住民の教育・啓発、生活・福祉、産業・就労の分野における課題解決が必要である。 建物の耐震診断の結果、耐震補強工事が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		5,831
平成27年度	各種教室の開催 人権学習会の開催 人権啓発ビデオ等の貸出し 各種相談の対応 耐震補強工事の実施		課題解決に向けた、学習と交流が推進できる。 各種教室受講生年間 述べ 250人	30,089		
平成28年度	各種教室の開催 人権学習会の開催 人権啓発ビデオ等の貸出し 各種相談の対応		課題解決に向けた、学習と交流が推進できる。 各種教室受講生年間 述べ 250人	2,891		
平成29年度	各種教室の開催 人権学習会の開催 人権啓発ビデオ等の貸出し 各種相談の対応		課題解決に向けた、学習と交流が推進できる。 各種教室受講生年間 述べ 250人	2,891		
具体的な実施内容	住民相談、住民交流事業、人権研修、人権・同和問題に関する資料貸出し及び情報提供、関係機関との連絡調整。 耐震補強工事の実施。					
事業の目的	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決をめざす。					
事業の効果	事業を継続することにより、課題解決に向けた、学習と交流の場となる。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 人権政策室

ID: 197 公表

事業名	地域センター管理運営費	細事業名	北部コミュニティーセンター管理運営費	新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市文化センター条例			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市文化センター運営審議会規則			
	(1)人権啓発の推進					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点				
重点政策区分	住みやすいまちをつくる	今後の方向性				
定住促進事業	対象外 評価結果 中庸的な事業					
現状の課題	人権問題解決の視点から、教育・啓発、生活・福祉、産業・就労等の分野における課題解決が必要であり、市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や体制整備が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		6,082
平成27年度	コミュニティーセンターの管理運営及び人権啓発の発信拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。		地域住民及び市民が久しく集うセンターとして、広く活用され、人権啓発の発信拠点としての役割を果たしている。 文化祭参加者 500人 4講座受講生数年間延べ1000名 相談事業50回 隣保館デイサービス 300名	5,619		
平成28年度	コミュニティーセンターの管理運営及び人権啓発の発信拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。		地域住民及び市民が久しく集うセンターとして、広く活用され、人権啓発の発信拠点としての役割を果たしている。 文化祭参加者 500人 4講座受講生数年間延べ1000名 相談事業50回 隣保館デイサービス 300名	25,451		
平成29年度	コミュニティーセンターの管理運営及び人権啓発の発信拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。		地域住民及び市民が久しく集うセンターとして、広く活用され、人権啓発の発信拠点としての役割を果たしている。 文化祭参加者 500人 4講座受講生数年間延べ1000名 相談事業50回 隣保館デイサービス 300名	2,704		
具体的な実施内容	コミュニティーセンターの管理運営事業。 社会調査及び研究事業。 相談事業。 啓発及び広報活動事業。 地域交流事業。 地域福祉事業。 周辺地域巡回事業。 交流促進講座開催事業。 隣保館デイサービス事業。					
事業の目的	地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的、文化的向上を図り、生活上の課題やさまざまな人権課題の解決に資するために講座の開設、就労相談等さまざまな相談事業や生活改善事業を実施している。					
事業の効果	地域住民及び市民が久しく集うセンターとして、広く活用され、人権啓発の発信拠点としての役割を果たしている。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：八木支所 健康福祉課

ID: 298 公表

事業名	東部児童館維持管理費	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市児童館条例			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市児童館条例施行規則			
	(1)人権啓発の推進					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点				
重点政策区分		今後の方向性				
定住促進事業	対象外	評価結果	中庸的な事業			
現状の課題	地域の教育力を高め、児童の健全育成を図る拠点として必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		82
			平成27年度	実施事業内容は地域交流事業に位置付け、事業の拠点として館の管理事業を実施する	域交流事業、各種館事業を促進する。	82
			平成28年度	実施事業内容は地域交流事業に位置付け、事業の拠点として館の管理事業を実施する。	域交流事業、各種館事業を促進する。	82
			平成29年度	実施事業内容は地域交流事業に位置付け、事業の拠点として館の管理事業を実施する	域交流事業、各種館事業を促進する。	82
具体的な実施内容	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動 習字教室、図書指導交流活動等を実施するための館 運営管理事業。					
事業の目的	健全な遊びの場の提供 児童の知識の普及向上を図る 健全な遊びを通し情操を豊かにする					
事業の効果	健康増進と情操豊かな児童を育成する					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：八木支所 健康福祉課

ID: 199 公表

事業名	東部文化センター管理運営費	細事業名	新継区分	継続事業			
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市文化センター条例				
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市文化センター条例施行規則				
	(1)人権啓発の推進						
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点					
重点政策区分		今後の方向性					
定住促進事業	対象外   評価結果   中庸的な事業						
現状の課題	経済的、文化的向上を図り人権啓発の拠点として、4つの講座を開設し、交流の場として又学習の場として多くの住民の利用を見ている。週1回相談員を配置し各種相談にも対応している。地域の拠点として重要な役割を果たしているため継続した事業が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)	
			平成26年度 予算現額				14,585
			平成27年度	より人権意識の高揚を図る為 講演会、住民相談や地域福祉事業等を展開し、文化的生活の向上や社会教育活動の充実に講座を開設する。障害者や高齢者等の自立を助長し生きがいを高めるデイ事業を実施し、合わせて実施地域住民の就労の場としても事業展開をしている。	講座開設 年間 延べ 2600人 各種相談活動 250回 隣保館ディサービス事業 600人	75,036	
			平成28年度	より人権意識の高揚を図る為 講演会、住民相談や地域福祉事業等を展開し、文化的生活の向上や社会教育活動の充実に講座を開設する。障害者や高齢者等の自立を助長し生きがいを高めるデイ事業を実施し、合わせて実施地域住民の就労の場としても事業展開をしている。	講座開設 年間 延べ 2600人 各種相談活動 250回 隣保館ディサービス事業 600人	8,071	
			平成29年度	より人権意識の高揚を図る為 講演会、住民相談や地域福祉事業等を展開し、文化的生活の向上や社会教育活動の充実に講座を開設する。障害者や高齢者等の自立を助長し生きがいを高めるデイ事業を実施し、合わせて実施地域住民の就労の場としても事業展開をしている。	講座開設 年間 延べ 2600人 各種相談活動 250回 隣保館ディサービス事業 600人	8,071	
具体的な実施内容	調査研究事業。 相談事業。 地域福祉事業。 啓発及び広報活動事業。 地域交流事業。 隣保館ディサービス事業。 耐震補強工事の実施。						
事業の目的	福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、基本的人権の精神に基づき、住民の社会的、経済的及び文化的生活の向上、社会教育活動の充実に努める						
事業の効果	周辺地域への呼びかけで講座希望者を受け拡大した開設が出来た。ディサービス事業を通して、一人暮らしの方の交流の場となり、介護予防や生きがい対策を果たしている。						

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：八木支所 健康福祉課

ID: 206 公表

事業名	東部文化センター地域交流活性化支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市文化センター条例			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市文化センター条例施行規則			
	(1)人権啓発の推進					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点				
重点政策区分		今後の方向性				
定住促進事業	対象外	評価結果	中庸的な事業			
現状の課題	人権が尊重されるコミュニティーを形成するため、館を拠点とした交流事業が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		745
			平成27年度	文化交流活動事業、人権展 スポーツ交流活動事業 児童交流活動事業	人権展、講演会 300名 三世代グランドゴルフ大会 30名 親子工作教室 40名 児童太鼓教室 240名 小学生課外活動、ハイキング各40名 中学生キャンプ 20名 バス借上げ料の増	832
			平成28年度	文化交流活動事業、人権展 スポーツ交流活動事業 児童交流活動事業	人権展、講演会 300名 三世代グランドゴルフ大会 30名 親子工作教室 40名 児童太鼓教室 240名 小学生課外活動、ハイキング各40名 中学生キャンプ 20名 バス借上げ料の増	832
			平成29年度	文化交流活動事業、人権展 スポーツ交流活動事業 児童交流活動事業	人権展、講演会 300名 三世代グランドゴルフ大会 30名 親子工作教室 40名 児童太鼓教室 240名 小学生課外活動、ハイキング各40名 中学生キャンプ 20名 バス借上げ料の増	832
具体的な実施内容	川遊び、キャンプ等小、中学生の野外活動、グランドゴルフのスポーツ及び親子工作、児童太鼓教室等文化交流事業の実施。 人権展、講演等を開催し、作品展示や舞台発表を通して地域や周辺地域住民との交流事業を実施する。					
事業の目的	各種事業を通じて、住民の相互理解を深め人権尊重のコミュニティー形成を図る。					
事業の効果	交流事業を通し住民の相互理解が深まり人権意識の高揚につながる。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 人権政策室

ID: 203 公表

事業名	南丹市文化センター運営審議会運営費	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市文化センター条例			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市文化センター運営審議会規則			
	(1)人権啓発の推進					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点				
重点政策区分	住みやすいまちをつくる	今後の方向性				
定住促進事業	対象外 評価結果 優先順位高い					
現状の課題	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や講座等を実施するため、各センターとの調整が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度 予算現額			
平成27年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業の審議および調整。		各センターごとの事業内容の精査。	302		
平成28年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業の審議および調整。		各センターごとの事業内容の精査。	302		
平成29年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業の審議および調整。		各センターごとの事業内容の精査。	302		
具体的な実施内容	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業の審議および調整。					
事業の目的	南丹市内に設置した文化センター及び児童館の運営について調査、審議し運営の推進を図る。					
事業の効果	旧町ごとの事業内容等の統一および精査。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 人権政策室

ID: 198 公表

事業名	南部コミュニティーセンター管理運営費	細事業名	新継区分	継続事業			
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市文化センター条例				
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市文化センター運営審議会規則				
	(1)人権啓発の推進						
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点					
重点政策区分	住みやすいまちをつくる	今後の方向性					
定住促進事業	対象外 評価結果 中庸的な事業						
現状の課題	人権問題解決の視点から、教育・啓発、生活・福祉、産業・就労等の分野における課題解決が必要であり、市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や体制整備が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)	
			平成26年度 予算現額				4,778
			平成27年度	コミュニティーセンターの管理運営及び人権啓発の発信拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民及び市民が久しく集うセンターとして、広く活用され、人権啓発の発信拠点としての役割を果たしている。 相談活動130回	4,077	
			平成28年度	コミュニティーセンターの管理運営及び人権啓発の発信拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民及び市民が久しく集うセンターとして、広く活用され、人権啓発の発信拠点としての役割を果たしている。 相談活動130回	18,426	
			平成29年度	コミュニティーセンターの管理運営及び人権啓発の発信拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民及び市民が久しく集うセンターとして、広く活用され、人権啓発の発信拠点としての役割を果たしている。 相談活動130回	2,080	
具体的な実施内容	コミュニティーセンターの管理運営事業。 社会調査及び研究事業。 相談事業。 啓発及び広報活動事業。 地域交流事業。 地域福祉事業。 周辺地域巡回事業。 交流促進講座開催事業。						
事業の目的	地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的、文化的向上を図り、生活上の課題やさまざまな人権課題の解決に資するために講座の開設、就労相談等さまざまな相談事業や生活改善事業等を実施する。						
事業の効果	地域住民及び市民が久しく集うセンターとして、広く活用され、人権啓発の発信拠点としての役割を果たしている。						

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 人権政策室

ID: 205 公表

事業名	南部コミュニティーセンター地域交流活性化支	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市文化センター条例				
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市文化センター運営審議会規則				
	(1)人権啓発の推進						
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点					
重点政策区分	住みやすいまちをつくる	今後の方向性					
定住促進事業	対象外 評価結果 中庸的な事業						
現状の課題	人権問題解決の視点から、教育・啓発、生活・福祉、産業・就労等の分野における課題解決が必要であり、市民のニーズや動向を盛り込んだ人権が尊重されるコミュニティー形成のため、センターを拠点とした地域交流活性化支援事業が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)	
			平成26年度 予算現額				144
			平成27年度	コミュニティーセンターを拠点とした地域交流活性化支援事業 文化・スポーツ活動事業	地域交流活性化支援事業を通じて、住民相互の理解が深まり、人権意識の高揚につながる。 事業参加者延べ550人	144	
			平成28年度	コミュニティーセンターを拠点とした地域交流活性化支援事業 文化・スポーツ活動事業	地域交流活性化支援事業を通じて、住民相互の理解が深まり、人権意識の高揚につながる。 事業参加者延べ550人	144	
			平成29年度	コミュニティーセンターを拠点とした地域交流活性化支援事業 文化・スポーツ活動事業	地域交流活性化支援事業を通じて、住民相互の理解が深まり、人権意識の高揚につながる。 事業参加者延べ550人	144	
具体的な実施内容	市民のニーズや動向を的確に判断し、講座の開設及び文化祭を通して、地域文化の継承を図る。						
事業の目的	地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的、文化的向上を図り、生活上の課題やさまざまな人権課題の解決に資するため、各種講座を通じて住民相互の理解を深め、人権尊重のコミュニティー形成を図る。						
事業の効果	地域交流活性化支援事業を通じて、住民相互の理解が深まり、人権意識の高揚につながる。						

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。



# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：八木支所 健康福祉課

ID: 202 公表

事業名	八木文化センター管理運営費	細事業名			新継区分	継続事業
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例			
	1 共に生きるまちづくりを進める					
	(1)人権啓発の推進					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点				
重点政策区分		今後の方向性				
定住促進事業	対 象 外   評価結果   手法の抜本的見直し					
現状の課題	老人が気楽に集う場として必要な施設である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		451
平成27年度	集う場の提供と合わせて地元協議を継続		施設活用の充実	451		
平成28年度	集う場の提供と合わせて地元協議を継続		施設活用の充実	451		
平成29年度	集う場の提供と合わせて地元協議を継続		施設活用の充実	451		
具体的な実施内容	月1回定例老人会の開催。敬老会の実施。カラオケやレクリエーション等で交流し生きがい活動のための集う場を提供。					
事業の目的	老人にいきいこの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上をはかる。					
事業の効果	老人会定例会、週1回のカラオケサークル等で集い、楽しみの場となっている。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 人権政策室

ID: 208 公表

事業名	文化センター地域交流活性化支援事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市文化センター条例				
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市文化センター運営審議会規則				
	(1)人権啓発の推進						
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点					
重点政策区分	住みやすいまちをつくる	今後の方向性					
定住促進事業	対象外 評価結果 手法の抜本的見直し						
現状の課題	人権問題解決の視点から、教育・啓発、生活・福祉、産業・就労等の分野における課題解決が必要であり、市民のニーズや動向を盛り込んだ人権が尊重されるコミュニティ形成のため、センターを拠点とした地域交流活性化支援事業が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)	
			平成26年度 予算現額				360
			平成27年度	文化センターを拠点とした地域交流活性化支援事業 文化・スポーツ活動事業	地域交流活性化支援事業を通じて、住民相互の理解が深まり、人権意識の高揚につながる。 4講座受講生年間延べ500人	420	
			平成28年度	文化センターを拠点とした地域交流活性化支援事業 文化・スポーツ活動事業	地域交流活性化支援事業を通じて、住民相互の理解が深まり、人権意識の高揚につながる。 4講座受講生年間延べ500人	420	
			平成29年度	文化センターを拠点とした地域交流活性化支援事業 文化・スポーツ活動事業	地域交流活性化支援事業を通じて、住民相互の理解が深まり、人権意識の高揚につながる。 4講座受講生年間延べ500人	420	
具体的な実施内容	市民のニーズや動向を的確に判断し、講座の開設及び文化祭を通して、地域文化の継承を図る。						
事業の目的	地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的、文化的向上を図り、生活上の課題やさまざまな人権課題の解決に資するため、各種区講座を通じて住民相互の理解を深め、人権尊重のコミュニティ形成を図る。						
事業の効果	地域交流活性化支援事業を通じて、住民相互の理解が深まり、人権意識の高揚につながる。						

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 人権政策室

ID: 204 公表

事業名	北部コミュニティーセンター地域交流活性化支	細事業名	新継区分	継続事業			
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市文化センター条例				
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市文化センター運営審議会規則				
	(1)人権啓発の推進						
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点					
重点政策区分	住みやすいまちをつくる	今後の方向性					
定住促進事業	対 象 外   評価結果   中庸的な事業						
現状の課題	人権問題解決の視点から、教育・啓発、生活・福祉、産業・就労等の分野における課題解決が必要であり、市民のニーズや動向を盛り込んだ人権が尊重されるコミュニティー形成のため、センターを拠点とした地域交流活性化支援事業が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)	
			平成26年度 予算現額				1,126
			平成27年度	コミュニティーセンターを拠点とした地域交流活性化支援事業 地域力活用事業 文化・スポーツ活動事業 児童交流事業	地域交流活性化支援事業を通じて、住民相互の理解が深まり、人権意識の高揚につながる。 文化祭の開催 400人 児童館まつり 60人 7講座受講生年間 延べ 800人	1,206	
			平成28年度	コミュニティーセンターを拠点とした地域交流活性化支援事業 地域力活用事業 文化・スポーツ活動事業 児童交流事業	地域交流活性化支援事業を通じて、住民相互の理解が深まり、人権意識の高揚につながる。 文化祭の開催 400人 児童館まつり 60人 7講座受講生年間 延べ 800人	1,206	
			平成29年度	コミュニティーセンターを拠点とした地域交流活性化支援事業 地域力活用事業 文化・スポーツ活動事業 児童交流事業	地域交流活性化支援事業を通じて、住民相互の理解が深まり、人権意識の高揚につながる。 文化祭の開催 400人 児童館まつり 60人 7講座受講生年間 延べ 800人	1,206	
具体的な実施内容	市民のニーズや動向を的確に判断し、講座の開設及び文化祭を通して、地域文化の継承を図る。						
事業の目的	地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的、文化的向上を図り、生活上の課題やさまざまな人権課題の解決に資するため、各種講座を通じて住民相互の理解を深め、人権尊重のコミュニティー形成を図る。						
事業の効果	地域交流活性化支援事業を通じて、住民相互の理解が深まり、人権意識の高揚につながる。						

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 人権政策室

ID: 89 公表

事業名	園部女性の館管理運営費	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	園部女性の館条例			
	1 共に生きるまちづくりを進める					
	(2)男女共同参画社会の推進					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点				
重点政策区分	住みやすいまちをつくる	今後の方向性				
定住促進事業	対象外 評価結果 方向性の見直し					
現状の課題	市の男女共同参画計画の拠点施設となるため平成20年度より指定管理施設より除外をし、市の直営施設として管理する	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		4,255
平成27年度	男女が共に集い、モノづくりを通じて、社会や地域で貢献できるよう様々な講座等を開設できているか、行政内部及び男女共同参画社会推進委員会による事業評価の実施を行う。		・内部事務事業評価の見直し。	3,355		
平成28年度	男女が共に集い、モノづくりを通じて、社会や地域で貢献できるよう様々な講座等を開設できているか、行政内部及び男女共同参画社会推進委員会による事業評価の実施を行う。		・内部事務事業評価の見直し。	3,355		
平成29年度	男女が共に集い、モノづくりを通じて、社会や地域で貢献できるよう様々な講座等を開設できているか、行政内部及び男女共同参画社会推進委員会による事業評価の実施を行う。		・内部事務事業評価の見直し。	3,355		
具体的な実施内容	施設管理面全般。各種講座の開設。					
事業の目的	男女共同参画社会の構築に向け施設を活用していく					
事業の効果	合併により施設利用者の拡大が見込める					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 人権政策室

ID: 51 公表

事業名	男女共同参画社会推進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	男女共同参画社会基本法			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市男女共同参画行動計画			
	(2)男女共同参画社会の推進					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点				
重点政策区分	住みやすいまちをつくる	今後の方向性	平成26年度に「(仮称)南丹市男女共同参画条例」の策定を検討			
定住促進事業	対象外 評価結果 方向性の見直し					
現状の課題	男女共同参画に関する啓発や学習機会の充実が不十分である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度 予算現額			
平成27年度	フォーラムの開催 女性総合相談窓口の開設		女性の登用率向上 30% フォーラム参加者数 350人	1,293		
平成28年度	フォーラムの開催 女性総合相談窓口の開設		女性の登用率向上 30% フォーラム参加者数 350人	1,293		
平成29年度	フォーラムの開催 女性総合相談窓口の開設		女性の登用率向上 30% フォーラム参加者数 350人	1,293		
具体的な実施内容	男女がお互いに人権を尊重しながら、責任を分かち合い性別に関係なくその個性と能力を發揮できる社会をめざし、市民一人ひとりの意識改革と新たな価値観の共有により、家庭や職場、地域社会における男女の対等な人間関係を構築する。特に平成22年度から女性相談総合窓口を開設し女性特有の相談事にも対応している。					
事業の目的	一人でも多くの市民が、男女共同参画の意識を理解し、家庭や職場、地域活動等に生かす。					
事業の効果	男女が、互いに支え合い、誰もが住みよいまちづくりの実現。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

ID: 255 公表

事業名	高齢者虐待防止事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律			
	1 共に生きるまちづくりを進める					
	(3)虐待事象の防止					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点				
重点政策区分		今後の方向性				
定住促進事業	対象外 評価結果 コストの抜本的見直し					
現状の課題	高齢者の虐待が深刻な状況下にある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		
平成27年度	虐待の未然防止、早期発見・早期解決に向けた総合相談体制の充実と地域でのネットワークの充実を行なう。併せて「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実と、弁護士等の法律家を含めた支援体制の強化を行なう。		虐待の未然防止、早期発見・早期解決を行なうための地域ぐるみのネットワークの構築と、地域全体に認知症に対する正しい理解の促進を行なう。また、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」での勉強会を行なう。	571		
平成28年度	虐待の未然防止、早期発見・早期解決に向けた総合相談体制の充実と地域でのネットワークの充実を行なう。併せて「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実と、弁護士等の法律家を含めた支援体制の強化を行なう。		虐待の未然防止、早期発見・早期解決を行なうための地域ぐるみのネットワークの構築と、地域全体に認知症に対する正しい理解の促進を行なう。また、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」での勉強会を行なう。	571		
平成29年度	虐待の未然防止、早期発見・早期解決に向けた総合相談体制の充実と地域でのネットワークの充実を行なう。併せて「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実と、弁護士等の法律家を含めた支援体制の強化を行なう。		虐待の未然防止、早期発見・早期解決を行なうための地域ぐるみのネットワークの構築と、地域全体に認知症に対する正しい理解の促進を行なう。また、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」での勉強会を行なう。	571		
具体的な実施内容	高齢者虐待防止ネットワーク委員を委嘱し、ネットワークを構築する。 高齢者の支援策の協議等の実施で支援体制の強化を図る。 高齢者の虐待が深刻な状況下であり、支援体制の強化を進める。					
事業の目的	総合的な虐待防止体制の強化。					
事業の効果	虐待の早期発見・早期対応ができるように、地域ぐるみのネットワークの充実を図れる。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

ID: 281 公表

事業名	要保護児童対策事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	児童福祉法			
	1 共に生きるまちづくりを進める		児童虐待の防止等に関する法律			
	(3)虐待事象の防止		南丹市要保護児童対策地域協議会設置要綱			
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点				
重点政策区分	子どもを育てやすいまちをつくる	今後の方向性				
定住促進事業	対象外 評価結果 優先順位高い					
現状の課題	家庭の養育力低下等、児童虐待のリスク要因が増す中、虐待の未然防止や早期発見に努める必要と、要保護児童への適切な支援が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		5,808
平成27年度	要保護児童対策地域協議会の運営 (代表者会議、実務者会議、個別支援会議の開催。情報の共有、援助方針の決定等。) 家庭児童相談員の配置		児童虐待の未然予防と早期発見 適切な保護支援 地域子育て力の育成	6,058		
平成28年度	要保護児童対策地域協議会の運営 (代表者会議、実務者会議、個別支援会議の開催。情報の共有、援助方針の決定等。) 家庭児童相談員の配置		児童虐待の未然予防と早期発見 適切な保護支援 地域子育て力の育成	6,058		
平成29年度	要保護児童対策地域協議会の運営 (代表者会議、実務者会議、個別支援会議の開催。情報の共有、援助方針の決定等。) 家庭児童相談員の配置		児童虐待の未然予防と早期発見 適切な保護支援 地域子育て力の育成	6,058		
具体的な実施内容	児童虐待をはじめ要保護児童への支援対応を図るため関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会を運営。(代表者会議、実務者会議、個別支援会議の開催。情報の共有、援助方針の決定) 家庭児童相談員の配置。					
事業の目的	児童虐待の未然予防、早期発見、適切な保護支援を図り、児童の健全な育ちを支援する。					
事業の効果	児童虐待の未然防止 児童福祉の推進、児童の養育の保障					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

ID: 79 公表

事業名	自治振興会館管理運営費	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	2 住民自治の地域づくりを進める					
	(1)地域との協働の推進					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点				
重点政策区分		今後の方向性				
定住促進事業	対象外   評価結果   評価無し					
現状の課題	地域振興関連施設(トイレ、町民センター等)の維持管理のための経費	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		3,971
平成27年度	白峰寮解体 基幹集落センター屋根改修 地域振興関連施設(トイレ、基幹集落センター等)の維持管理のための経費		老朽化している白峰寮を解体・撤去し、跡地利用の検討を行う。 市有施設の今後の利用方法等について、施設管理者と協議し譲渡や廃止も含め検討し、経費軽減に務める。	12,728		
平成28年度	地域振興関連施設(トイレ、基幹集落センター等)の維持管理のための経費		市有施設の今後の利用方法等について、施設管理者と協議し譲渡や廃止も含め検討し、経費軽減に努める。	4,000		
平成29年度	地域振興関連施設(トイレ、基幹集落センター等)の維持管理のための経費		市有施設の今後の利用方法等について、施設管理者と協議し譲渡や廃止も含め検討し、経費軽減に努める。	4,000		
具体的な実施内容	施設維持管理、清掃・保守点検。					
事業の目的	地域振興関連施設(トイレ、町民センター等)の維持管理のための経費					
事業の効果	健全な施設の維持管理が出来る					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。



# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

ID: 100 公表

事業名	自治振興組織推進事業	細事業名	新継区分	継続事業			
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等					
	2 住民自治の地域づくりを進める						
	(1)地域との協働の推進						
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点					
重点政策区分		今後の方向性					
定住促進事業	対象外 評価結果 コストの抜本的見直し						
現状の課題	過疎化・高齢化が進むとともに、地域間のつながりが無くなっている今日、地域と行政が一体となり地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざすための自治振興組織が設立されたが、経験やノウハウを持つ行政の支援が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)	
			平成26年度 予算現額				7,500
			平成27年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援する。	自治振興組織の活動に対する補助金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助する)	7,500	
			平成28年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援する。	自治振興組織の活動に対する補助金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助する)	7,500	
			平成29年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援する。	自治振興組織の活動に対する補助金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助する)	7,500	
具体的な実施内容	南丹市の自治振興組織が行う地域課題の解決、活性化活動への支援。						
事業の目的	地域振興。						
事業の効果	地域振興の中心的組織として、市と連携した業務推進が図れる。						

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個別事業計画書

所管部署：企画政策部 地域振興課

ID: 103 公表

事業名	共に育む「命の里」事業		細事業名			新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等				
	2 住民自治の地域づくりを進める						
	(2)地域づくりの支援						
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 27 年度		評価等により見直した点	特になし			
重点政策区分	地域の未来をつくる		今後の方向性	京都Xキャンプは平成27年度をもって補助対象事業として終了となるため、その後の事業実施の方向と実施をした場合の費用負担をどうするかが問題である。			
定住促進事業	対象外	評価結果		中庸的な事業			
現状の課題	過疎化・高齢化が進む農村地域は後継者不足、農林地の荒廃など厳しい状況におかれており、その維持再生に向けた支援が必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
				平成26年度	予算現額		9,104
具体的な実施内容	過疎化・高齢化が進む農山村地域において、京都府が行う『共に育む「命の里」事業』を活用し、事業のメニューである府内の学生による地域協働事業を推進する「外部支援者パワーアップ支援事業(京都Xキャンプ)」等の制度に沿って補助金を交付する。			平成27年度	京都Xキャンプの実施組織への補助金交付	京都Xキャンプへ参画する学生数・・・70人 後年度へ繋がる事業展開。集落との結びつきと近隣集落への波及効果。活動エリアの拡大。	2,500
				平成28年度			0
事業の目的	地域の課題解決のため、外部支援として学生の知識と興味を持っていいことを通して地域再生に繋がるプロジェクトを実践し、地域と協働して課題解決に取り組むものです。			平成29年度			0
事業の効果	過疎化・高齢化が進む農村地域に学生のアイデアや力を導入し、集落では解決が困難な課題等を学生と集落が協働し実施し課題解決ができると共ににより集落の活性化に繋がる。						

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

ID: 76 公表

事業名	自治振興補助事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市自治振興補助金交付要綱			
	2 住民自治の地域づくりを進める					
	(2)地域づくりの支援					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点				
重点政策区分	地域の未来をつくる	今後の方向性				
定住促進事業	対象外   評価結果   コストの圧縮					
現状の課題	行政区が所有・管理する集会所や公園等の活動拠点施設の整備や改修を行うにはまとまった費用を要するが、厳しい区の財政事情もあり市として適切な支援を行う必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度 予算現額			
平成27年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改築、公園等の新設や改良事業などの事業等に対して補助金を交付する。		地域自治の振興、地域コミュニティの活性化。	20,000		
平成28年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改築、公園等の新設や改良事業などの事業等に対して補助金を交付する。		地域自治の振興、地域コミュニティの活性化。	20,000		
平成29年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改築、公園等の新設や改良事業などの事業等に対し補助金を交付する。		地域自治の振興、地域コミュニティの活性化。	20,000		
具体的な実施内容	行政区が主体となつて行う事業(集会所の新築や改築、公園等の新設や改良等)に対し、事業費の2分の1を限度として補助金を交付することで、集落の活性化と自主的な活動を支援する。					
事業の目的	地域社会の健全な発展やコミュニティ形成推進の支援を図る。					
事業の効果	自治振興や地域コミュニティ推進の拠点となる集会所や公園等の整備を円滑に推進することができる。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

ID: 99 公表

事業名	集落活性化支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	2 住民自治の地域づくりを進める					
	(2)地域づくりの支援					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点	特になし			
重点政策区分	地域の未来をつくる	今後の方向性	集落ニーズの把握とその取り組みによる集落支援員の配置			
定住促進事業	対象外   評価結果   中庸的な事業					
現状の課題	高齢化・過疎化の進行が著しい集落では、集落維持・再生活動が困難となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		35,858
平成27年度	集落維持・再生に繋がる支援を行う ・集落支援員の配置 ・南丹市ふるさとの誇りと絆支援補助金の交付 (新規交付決定については最終年となる)		集落維持・再生活動の活性化	36,742		
平成28年度	集落維持・再生に繋がる支援を行う ・集落支援員の配置 ・南丹市ふるさとの誇りと絆支援補助金の交付 (新規交付決定はなし)		集落維持・再生活動の活性化	28,242		
平成29年度	集落維持・再生に繋がる支援を行う ・集落支援員の配置 ・南丹市ふるさとの誇りと絆支援補助金の交付 (交付最終年)		集落維持・再生活動の活性化	26,742		
具体的な実施内容	少子高齢化が著しく進み集落の維持・再生が困難な集落を支援するため、集落支援員を設置し集落維持・再生に繋がる活動を展開する。 国や府の支援策も活用しながら、市として一体感のある施策で地域実態に即した集落維持活動を支援。					
事業の目的	高齢化、過疎化が進む集落の維持・再生活動の支援。					
事業の効果	集落の明るい展望を持った活動が展開できる。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

ID: 104 公表

事業名	地域振興活性化推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	2 住民自治の地域づくりを進める					
	(2)地域づくりの支援					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 27 年度	評価等により 見直した点				
重点政策区分		今後の方向性				
定住促進事業	対象外   評価結果   評価無し					
現状の課題	観光客に地域の資源を伝え、地域住民も自分たちの資源価値を再認識することにより、地域の観光のオリジナリティが高まり、地域社会そのものの活性化を図る。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		10,000
平成27年度	特産品を活かした商品開発及び販売促進の利用促進業務の委託 都市住民の定住促進のための業務の委託		地域資源の発掘と活用、魅力の発信により、交流人口の増加と地域経済活性化、定住促進等を目指す。	5,000		
平成28年度				0		
平成29年度				0		
具体的な実施内容	エコツーリズムを推進するための業務の委託。 特産品を生かした新商品の開発及び利用促進業務の委託。 都市住民の定住促進のための業務の委託。					
事業の目的	地域住民が自分たちの資源を再認識することにより、地域社会の活性化を図る。					
事業の効果	地域社会の活性化が図れる。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

ID: 56 公表

事業名	パートナーシップ推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市市民参加と協働の推進に関する条例			
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる					
	(1)協働と市民参画の仕組みづくり					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点				
重点政策区分	地域の未来をつくる	今後の方向性				
定住促進事業	対象外	評価結果	手法の改善			
現状の課題	まちづくり活動支援交付金の活用数からも、市民のまちづくりへの意識は高まっていると思われるが、その意識と力を市政に反映させる仕組みづくりが進んでいない。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		13,191
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「南丹市市民参加と協働の実施計画」の着実な実施</li> <li>・実施計画の見直し</li> <li>・市民提案型交付金制度の継続実施</li> <li>・第三者委員会の開催</li> </ul>		行政情報の積極的な提供 ・審議会等の一般公募の推進 ・市民との意見交換会の定期開催(年4回) ・NPO等への業務委託の推進 ・市民活動の支援メニューの充実	15,510		
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「南丹市市民参加と協働の実施計画」の着実な実施</li> <li>・実施計画の見直し</li> <li>・市民提案型交付金制度の継続実施</li> <li>・第三者委員会の開催</li> </ul>		行政情報の積極的な提供 ・審議会等の一般公募の推進 ・市民との意見交換会の定期開催(年4回) ・NPO等への業務委託の推進 ・市民活動の支援メニューの充実	15,510		
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「南丹市市民参加と協働の実施計画」の着実な実施</li> <li>・実施計画の見直し</li> <li>・市民提案型交付金制度の継続実施</li> <li>・第三者委員会の開催</li> </ul>		行政情報の積極的な提供 ・審議会等の一般公募の推進 ・市民との意見交換会の定期開催(年4回) ・NPO等への業務委託の推進 ・市民活動の支援メニューの充実	15,510		
具体的な実施内容	市民が市政に参画するための仕組みや情報をまとめた「南丹市市民参加と協働の実施計画」の活用を進め、市民と行政と一緒に考え話し合う場の提供や、市民の自主的な活動を支援する市民提案型交付金制度を継続実施し、協働のまちづくりを推進する。					
事業の目的	市民が市政に参画する仕組みを構築する。					
事業の効果	「自らのまちづくりは自らの手で行う」という自治本来の意識を市民が持つ。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

ID: 59 公表

事業名	なんたん中間支援センター運営事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる					
	(2)市民協働の推進					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点				
重点政策区分	地域の未来をつくる	今後の方向性				
定住促進事業	対象外   評価結果   中庸的な事業					
現状の課題	行政と市民団体等のみによる協働がほとんどであるが、企業や大学、地縁団体も含めた地域が連携で取り組む体制づくりが必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		7,517
			平成27年度	NPO法人、市民団体や地縁による地域団体、大学など、南丹市に関わる多様な主体が連携し、地域の課題を解決しようとする活動を支援する。	市民活動に対するマネジメント(相談件数 600件) ワークショップ、協働勉強会の定期開催	7,517
			平成28年度	NPO法人、市民団体や地縁による地域団体、大学など、南丹市に関わる多様な主体が連携し、地域の課題を解決しようとする活動を支援する。	市民活動に対するマネジメント(相談件数 650件) ワークショップ、協働勉強会の定期開催	7,517
			平成29年度	NPO法人、市民団体や地縁による地域団体、大学など、南丹市に関わる多様な主体が連携し、地域の課題を解決しようとする活動を支援する。	市民活動に対するマネジメント(相談件数 700件) ワークショップ、協働勉強会の定期開催	7,517
具体的な実施内容	協働を進めるための仕組みとして、NPO法人・市民団体・企業・行政など様々な人や組織をつなぐ中間支援センター(南丹市まちづくりデザインセンター)を設置し、情報の収集、地域資源(人・モノ・コト)と団体とのコーディネート、地域人材の掘り起しなどの支援を行う。					
事業の目的	NPO法人、市民団体、企業、大学、行政などの多様な主体が連携し、地域の課題解決に向け取り組む体制を構築する。					
事業の効果	地域の活性化、地域課題の解決、雇用の創出等が見込まれる。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

ID: 58 公表

事業名	市民協働啓発推進事業	細事業名			新継区分	継続事業
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる					
	(2)市民協働の推進					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点				
重点政策区分	地域の未来をつくる	今後の方向性				
定住促進事業	対象外 評価結果 中庸的な事業					
現状の課題	市民協働の定義や市民協働が必要となってきた背景等について市民の理解をより深める必要がある。市民提案型まちづくり活動支援交付金制度を活用している団体など市内で展開されている取り組みの活動内容についてはまだまだ知られていないところが多い。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度 予算現額			
平成27年度	CATVにて市民活動を紹介する協働番組の制作・放映を実施する。		南丹市まちづくりデザインセンターと連携した番組の制作・放映	62		
平成28年度	CATVにて市民活動を紹介する協働番組の制作・放映を実施する。		南丹市まちづくりデザインセンターと連携した番組の制作・放映	62		
平成29年度	CATVにて市民活動を紹介する協働番組の制作・放映を実施する。		南丹市まちづくりデザインセンターと連携した番組の制作・放映	62		
具体的な実施内容	南丹市まちづくりデザインセンターと連携しながらCATV番組「協働みつけた！」を制作し、市内の市民協働など協働の事例をレポーターが取材し、情報発信を行う。					
事業の目的	市民活動の活発化 活動団体の意欲向上 市内で展開される取り組みの告知、知名度上昇					
事業の効果	市民協働の啓発 若手職員のスキルアップ					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。



# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

ID: 102 公表

事業名	産官学公連携協議会推進事業		細事業名			新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等				
	4 大学等と連携し、ともにまちをつくる						
	(1)連携のための仕組みづくり						
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度		評価等により見直した点				
重点政策区分			今後の方向性				
定住促進事業	対象外	評価結果		手法見直し			
現状の課題	異業種のノウハウを結集して、地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりを進める必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
				平成26年度	予算現額		500
具体的な実施内容	産官学公連携協議会及び3プロジェクトが行う事業への補助。			平成27年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	500
				平成28年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	活動の推進により、課題解決のための様々な提言がいただけ、協働のまちづくりを推進できる。	500
事業の目的	市民だけでなく、異業種間の意見を聞き、地域発展の仕組みづくりを考える場とする。			平成29年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	500
事業の効果	各層での思いをまとめ、地域振興に寄与する。						

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

ID: 57 公表

事業名	大学等連携協力事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	4 大学等と連携し、ともにまちをつくる					
	(1)連携のための仕組みづくり					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点				
重点政策区分	地域の未来をつくる	今後の方向性				
定住促進事業	対象外 評価結果 手法の抜本的見直し					
現状の課題	南丹市と大学及び高等教育機関とが、それぞれの特性や資源を活かしあって協力していく官学協働を推進し、市単独で実施するよりも効果的な市民サービスや地域の活性化を目指しているが、大学の持つ知的財産や人材、研究成果などが十分に活用できていない。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		379
			平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学間連携推進のためのフォーラム開催</li> <li>・連携拠点づくり</li> <li>・連携プラットフォームづくり</li> <li>・先進事例調査</li> </ul>	南丹市と連携をする大学等の学校間連携プラットフォームと、活動拠点をつくることで、地域課題解決に向けた取り組みの具現化が可能になる。	379
			平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学間連携推進のためのフォーラム開催</li> <li>・連携拠点づくり</li> <li>・連携プラットフォームづくり</li> <li>・先進事例調査</li> </ul>	南丹市と連携をする大学等の学校間連携プラットフォームと、活動拠点をつくることで、地域課題解決に向けた取り組みの具現化が可能になる。	379
			平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学間連携推進のためのフォーラム開催</li> <li>・連携拠点づくり</li> <li>・連携プラットフォームづくり</li> <li>・先進事例調査</li> </ul>	南丹市と連携をする大学等の学校間連携プラットフォームと、活動拠点をつくることで、地域課題解決に向けた取り組みの具現化が可能になる。	379
具体的な実施内容	南丹市内の大学及び高等教育機関、南丹市と連携協力包括協定を提携している大学がそれぞれの得意分野を活かし課題を解決するためのプラットフォーム化と、学生と市民とが接することのできる拠点づくり。					
事業の目的	南丹市総合振興計画における「大学等と連携し、ともにまちをつくる」の実現に向け、市内にある大学及び高等教育機関や、市と連携協力包括協定を締結している大学との連携により、南丹市の課題解決を目指す。					
事業の効果	大学の持つ知力、学生の持つ柔軟な発想で、南丹市の抱える課題解決に向けて取り組むことにより、地域の活性化や市民サービスの向上が見込める。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

ID: 365 公表

事業名	新規就農支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法			
	5 未来を担う人づくりを進める					
	(2)産業を担う人材育成のための支援					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点	事務軽減により全体コストを削減する。			
重点政策区分	環境を守り、産業の未来をつくる		高齢化による担い手不足を解消するため、積極的に新規就農受け入れする。			
定住促進事業	対 象   評価結果   手法の改善	今後の方向性				
現状の課題	農業をめぐる環境は従事者の高齢化、兼業化の進行とこれに伴う担い手の減少が顕在化している。そのため新規就農希望者の受入は必要であるが、受け入れる体制(空き家、農地、指導者等)が一体的に準備できていない。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		10,760
			平成27年度	償還助成 青年就農給付金	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。	10,760
			平成28年度	償還助成 青年就農給付金	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。	10,760
			平成29年度	償還助成 青年就農給付金	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。	10,760
具体的な実施内容	就農研修後、引き続き5年以上市内において営農する者に研修資金償還がある場合、償還金の一部を助成する。また、人・農地プランに位置づけられる新規就農者に給付金を給付する。					
事業の目的	農業の担い手が不足しているため、意欲のある新規就農者を育成する。					
事業の効果	新規就農者の育成により地域農業の活性化を図る。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

ID: 101 公表

事業名	まちづくり活性化支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	5 未来を担う人づくりを進める					
	(3) 地域とまちを担う人材育成のための支援					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点				
重点政策区分		今後の方向性				
定住促進事業	対象外 評価結果 手法見直し					
現状の課題	市民や地域が一体となり、自らの地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざす活動をおこなっていくことが難しい。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		200
平成27年度	南丹市美山町のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金		活動の推進により、地域市民の声を集約し、まちづくりへの色々な方向性を提言いただくことにより、協議のまちづくりが推進できる。	200		
平成28年度	南丹市美山町のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金		活動の推進により、地域市民の声を集約し、まちづくりへの色々な方向性を提言いただくことにより、協議のまちづくりが推進できる。	200		
平成29年度	南丹市美山町のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金		活動の推進により、地域市民の声を集約し、まちづくりへの色々な方向性を提言いただくことにより、協議のまちづくりが推進できる。	200		
具体的な実施内容	地域が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざす組織の活動を支援する。					
事業の目的	市民が集い意見を交わす中で、地域発展の仕組みづくりを考える土台作りを目指す。					
事業の効果	まちづくり及び地域振興の発展に寄与する。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

ID: 55 公表

事業名	国際交流事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	5 未来を担う人づくりを進める					
	(3) 地域とまちを担う人材育成のための支援					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点				
重点政策区分	地域の未来をつくる	今後の方向性				
定住促進事業	対象外 評価結果 手法の抜本的見直し					
現状の課題	著しい国際化の中で、多文化共生の推進に向けた意識の高まりと、様々な体験を通じた異文化理解・異文化交流の取組みが必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		2,290
			平成27年度	南丹市国際交流協会との連携により、交流や支援、啓発のための事業を推進する。	相談や情報提供のできる窓口設置。 国際交流に関する交流・体験・語学教室・啓発事業の実施。 主体的に活動する国際交流協会会員の増加。	2,290
			平成28年度	南丹市国際交流協会との連携により、交流や支援、啓発のための事業を推進する。	相談や情報提供のできる窓口設置。 国際交流に関する交流・体験・語学教室・啓発事業の実施。 主体的に活動する国際交流協会会員の増加。	2,290
			平成29年度	南丹市国際交流協会との連携により、交流や支援、啓発のための事業を推進する。	相談や情報提供のできる窓口設置。 国際交流に関する交流・体験・語学教室・啓発事業の実施。 主体的に活動する国際交流協会会員の増加。	2,290
具体的な実施内容	多文化共生を推進し、適切な国際感覚を養うため、市民等を対象とした各種交流事業を実施する。また、市民により組織された国際交流協会の活動を支援する。					
事業の目的	適切な国際感覚を身につけ、外国人との友好的で良好な関係を築く。					
事業の効果	国際感覚を身につけることで、南丹市から世界に情報発信できる人材が育成できるとともに、誰もが住みやすい町が実現する。また、国際交流協会との連携により、市民感覚を活かし、より地域に密着した事業展開を図ることができる。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 企画調整課

ID: 28 公表

事業名	ホームページ運営費	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	6 行財政改革を推進する					
	(1)情報公開と電子自治体の構築					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点	特になし			
重点政策区分		今後の方向性	ホームページに内容を更新していない課もあるので、意識して更新していただけるように働きかけを行う。			
定住促進事業	対象外 評価結果 優先順位高い					
現状の課題	利用者にとってわかりやすく、利用しやすい形で行政情報を提供する必要がある	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		260
平成27年度	誰もが探しやすく、わかりやすい形での情報発信に取り組む。CMS機能最大限活用し、リアルタイムな情報発信を目指す。		アクセス数:前年度比2%増(1,307千件)	260		
平成28年度	誰もが探しやすく、わかりやすい形での情報発信に取り組む。CMS機能最大限活用し、リアルタイムな情報発信を目指す。		アクセス数:前年度比1%増(1,320千件)	264		
平成29年度	誰もが探しやすく、わかりやすい形での情報発信に取り組む。CMS機能最大限活用し、リアルタイムな情報発信を目指す。		アクセス数:前年度比1%増(1,334千件)	264		
具体的な実施内容	情報をリアルタイムで全国に発信できる手段であり、常に最新の状態を掲載している。誰もが探しやすい、わかりやすい、詳しい情報が載っているホームページを目指している。					
事業の目的	市のまちづくりの方向や方針、生活に役立つ公益性のある情報の他、観光情報などを発信する。また、災害時には災害に関する情報を適時配信する。					
事業の効果	時間や場所に関係なく、必要な情報を入手できる。市政への理解が深まり、市民のニーズに応じた市政を運営することが可能である。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 企画調整課

ID: 26 公表

事業名	広報発行費	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市広報広聴事務取扱規程			
	6 行財政改革を推進する					
	(1)情報公開と電子自治体の構築					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点	お知らせ台紙の在庫管理を徹底するよう指摘を受けた			
重点政策区分		今後の方向性	お知らせなんたんの発行枚数と配布物の量とを勘案しながら、配布物の削減について、引き続き検討を進める			
定住促進事業	対象外 評価結果 優先順位高い					
現状の課題	市政情報を、市民等にわかりやすく伝える必要がある	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度 予算現額			
平成27年度	「広報なんたん」(隔月刊、年6回)の発行 「お知らせなんたん」(月2回、年24回)の発行 ※発行部数は、いずれも13,000部 ※広報取材用コンパクトカメラの購入(破損したため)		市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、より多くの市民に現状を知ってもらう。 ○市政について情報が的確に得られていると感じられる割合:54%以上	5,788		
平成28年度	「広報なんたん」(隔月刊、年6回)の発行 「お知らせなんたん」(月2回、年24回)の発行 ※発行部数は、いずれも13,000部		市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、より多くの市民に現状を知ってもらう。 ○市政について情報が的確に得られていると感じられる割合:56%以上	5,696		
平成29年度	「広報なんたん」(隔月刊、年6回)の発行 「お知らせなんたん」(月2回、年24回)の発行 ※発行部数は、いずれも13,000部 ※広報取材用カメラの更新 (合併当時購入したカメラの一部不)		市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、より多くの市民に現状を知ってもらう。 ○市政について情報が的確に得られていると感じられる割合:58%以上	5,921		
具体的な実施内容	「広報なんたん」(隔月刊、年6回発行)及び「お知らせなんたん」(月2回、年24回発行)各13,000部を市内各戸に配布し、市民へ行政情報の提供を行う。					
事業の目的	現在の市のまちづくりの方向や方針について、市民の誰にもわかりやすい説明を行う。また、生活に役立つ公益性高い情報等を広く市民に伝える					
事業の効果	市政への理解が深まる。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

ID: 137 公表

事業名	社会保障・税番号制度準備事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	番号法			
	6 行財政改革を推進する					
	(1)情報公開と電子自治体の構築					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点				
重点政策区分		今後の方向性				
定住促進事業	対象外 評価結果 -					
現状の課題	平成28年1月からの社会保障・税番号制度運用開始に向けて、実施体制を確保することが課題。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		188
平成27年度	マイナンバー制度対応システム改修、実施体制整備		平成28年1月からの運用開始に間に合うよう改修を進める。	34,150		
平成28年度	マイナンバー制度対応システム改修、実施体制整備		平成29年からのシステム連携に向けたシステム改修を行う。	16,875		
平成29年度	マイナンバー制度対応システム改修、実施体制整備		システムの安定稼働のための整備を進める。	8,188		
具体的な実施内容	平成25年5月に公布されたマイナンバー法に基づき平成28年1月から運用が開始される社会保障・税番号制度の導入に向けてシステム改修など体制整備を行う。					
事業の目的	社会保障・税番号制度の運用開始に向けシステム改修等を行い体制整備を行う。					
事業の効果	スムーズな制度導入を行う。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。



# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

ID: 129 公表

事業名	情報公開審査会・個人情報保護審議会運営費		細事業名			新継区分	継続事業
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等	情報公開法			
	6 行財政改革を推進する			個人情報保護法			
	(1)情報公開と電子自治体の構築						
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度		評価等により 見直した点				
重点政策区分			今後の方向性				
定住促進事業	対象外	評価結果		中庸的な事業			
現状の課題	情報公開、個人情報開示に係る不服申立があった場合に審査審議を行う。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
				平成26年度	予算現額		74
具体的な実施 内 容	情報公開及び個人情報開示請求の不服申立に対する審査審議を行うほか、個人情報の他機関への提供等につき意見を伺うこととされており、本市ではこれまでその業務を中心に会議を開催している。			平成 27 年度	情報公開審査会・個人情報保護審議会委員報酬	市役所が保有する情報の適切な取り扱いに関する意識を高める	74
				平成 28 年度	情報公開審査会・個人情報保護審議会委員報酬	市役所が保有する情報の適切な取り扱いに関する意識を高める	74
事業の目的	市役所が保有する情報の適切な取り扱いを図る。			平成 29 年度	情報公開審査会・個人情報保護審議会委員報酬	市役所が保有する情報の適切な取り扱いに関する意識を高める	74
事業の効果	市役所が保有する情報の適切な取り扱いに関する意識を高める。						

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 監理課

ID: 134 公表

事業名	公共事業再評価審査委員会運営費	細事業名			新継区分	継続事業
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市公共事業再評価実施要綱			
	6 行財政改革を推進する		南丹市公共事業再評価審査委員会設置要綱			
	(2) 効率的な行財政運営					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点				
重点政策区分	健全な行財政運営をするまちをつくる	今後の方向性				
定住促進事業	対象外   評価結果   -					
現状の課題	実施中の事業について、社会経済状況の変化及び投資効果等の観点から事業継続の是非を検証する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		98
平成27年度	公共事業再評価委員会開催費用		公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図る。	98		
平成28年度	公共事業再評価委員会開催費用		公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図る。	98		
平成29年度	公共事業再評価委員会開催費用		公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図る。	98		
具体的な実施内容	公共事業のうち、事業期間が長期間経過したものについて再評価を行い、必要に応じて事業の見直し等を行う。					
事業の目的	公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図る。					
事業の効果	必要に応じ事業の見直し等を行うことにより、事業費の投資効果の改善等が図れる。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 企画調整課

ID: 16 公表

事業名	市表彰費	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市表彰条例			
	6 行財政改革を推進する		南丹市表彰条例施行規則			
	(2) 効率的な行財政運営					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点	表彰に必要な性の是非について指摘を受けたが、これまでの功績を称えるという意味合いから、必要と判断し、継続して事業を行う			
重点政策区分		今後の方向性	通年分については経費を抑えるとともに、広く市民の方に功績をしていただけるように工夫する			
定住促進事業	対象外	評価結果	手法の抜本的見直し			
現状の課題	南丹市の発展に貢献してきた先人の業績に対し、表彰し功績を称えとともに、節目の年を迎え、市の一体感の醸成をさらに進める必要がある	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		263
			平成27年度	市制施行10周年記念式典の実施 自治功労者、功績者、善行者への表彰および一定の功績があった方への感謝状の贈呈	表彰基準の範囲内で、できるだけ多くの方を表彰する	2,117
			平成28年度	自治功労者、功績者、善行者への表彰および一定の功績があった方への感謝状の贈呈	表彰基準の範囲内で、できるだけ多くの方を表彰する	195
			平成29年度	自治功労者、功績者、善行者への表彰および一定の功績があった方への感謝状の贈呈	表彰基準の範囲内で、できるだけ多くの方を表彰する	195
具体的な実施内容	自治功労者、功績者、善行者への表彰を行うとともに、一定の功績があった方等に感謝状を授与する。 平成27年度については、市制施行10周年を迎えるにあたり、記念式典を行う。					
事業の目的	本市の自治及び公益等に関し、特にその功労、功績、善行が顕著である者に対して表彰を行うとともに、市の一体感の醸成をさらに進める					
事業の効果	表彰が、市民の励ましになるほか、協働のまちづくりに向けて市民、団体の協力の拡大に期待できる					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 市民環境課

ID: 148 公表

事業名	諸証明発行サービス事業		細事業名			新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律			
	6 行財政改革を推進する						
	(2) 効率的な行財政運営						
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度		評価等により見直した点				
重点政策区分			今後の方向性				
定住促進事業	対象外	評価結果	中庸的な事業				
現状の課題	過疎化が進んでいるなか、住民の利便性につなげるサービスが求められる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
				平成26年度 予算現額			582
				平成27年度	引き続き証明書交付事務を実施していくが、取扱依郵便局や証明書交付事務以外の委託事務も検討していく。	広報し、取扱い件数を年間660件とする。	586
				平成28年度	引き続き証明書交付事務を実施していくが、取扱依郵便局や証明書交付事務以外の委託事務も検討していく。	広報し、取扱い件数を年間700件とする。	592
				平成29年度	引き続き証明書交付事務を実施していくが、取扱依郵便局や証明書交付事務以外の委託事務も検討していく。	広報し、取扱い件数を年間750件とする。	601
具体的な実施内容	住民票の写し等の証明書交付事務を市内6ヶ所の郵便局において取り扱う。						
事業の目的	過疎地域における住民サービスの向上を目指す。						
事業の効果	身近な郵便局で証明書が交付できるため、高齢者や交通弱者の利便性が向上する。						

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 企画調整課

ID: 850 公表

事業名	総合振興計画策定事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	6 行財政改革を推進する					
	(2) 効率的な行財政運営					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点				
重点政策区分	健全な行財政運営をするまちをつくる	今後の方向性	策定についての検討は包括協定を結んでいる大学の力を借りることとする。市の目標的な計画は必要と考えますので、どういった計画にするのかの検討も必要。平成27年度か			
定住促進事業	対象外 評価結果 -					
現状の課題	<p>現行の南丹市総合振興計画期間は平成29年度までである。地方自治法の改正により基本構想の策定義務はなくなったが、平成30年度以降のまちづくりの指針的な計画等の策定について検討の必要がある。</p>	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		
平成27年度	まちづくりの方向性を示す計画策定に向けた調査・研究		まちづくりの方向性を示す計画策定に向けた調査・研究 委託業者の選定	4,220		
平成28年度	まちづくりの方向性を示す計画策定に向けた調査・研究 南丹市総合振興計画審議会の開催		まちづくりの方向性を示す計画策定に向けた調査・研究 南丹市総合振興計画審議会の開催	4,450		
平成29年度	南丹市総合振興計画審議会の開催 計画の策定		南丹市総合振興計画審議会の開催 計画の策定	3,910		
具体的な実施内容	平成30年度以降のまちづくりの指針的な計画等の策定について検討検討する。					
事業の目的	平成30年度以降の南丹市のまちづくりの方向性を示す。					
事業の効果	計画等に基づくまちづくりの推進					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 財務課

ID: 45 公表

事業名	未利用財産の適正管理及び処分	細事業名	新継区分	継続事業				
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市公有財産規則					
	6 行財政改革を推進する		南丹市市有土地の処分に関する規則					
	(2) 効率的な行財政運営		南丹市公有財産等の処分等に関する検討委員会要綱					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により 見直した点						
重点政策区分		今後の方向性	未利用・未計画土地を速やかに売却していく。					
定住促進事業	対象外 評価結果 コストの抜本的見直し							
現状の課題	市有地等の中には有効活用されず、単に市の財産として保有している土地等にも管理経費が必要となるため、早期にこれら財産の活用方針や処分方針の検討が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)		
			平成26年度 予算現額					6,266
			平成27年度	草刈業務の委託 未利用土地の早期処分 宅建業者に媒体を利用した市有地の早期処分 公有財産等の処分等に関する検討委員会の開催	未利用土地の維持管理が図れる。 市有地の処分により、維持管理費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。	6,055		
			平成28年度	草刈業務の委託 未利用土地の早期処分 宅建業者に媒体を利用した市有地の早期処分 公有財産等の処分等に関する検討委員会の開催	未利用土地の維持管理が図れる。 市有地の処分により、維持管理費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。	6,008		
			平成29年度	草刈業務の委託 未利用土地の早期処分 宅建業者に媒体を利用した市有地の早期処分 公有財産等の処分等に関する検討委員会の開催	未利用土地の維持管理が図れる。 市有地の処分により、維持管理費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。	5,963		
具体的な実施内容	未利用土地の適正な管理を行うとともに、管理にかかる費用の削減と税外収入を確保するため、早期にこれらの処分ができる体制づくりを行い、順次財産処分を実施する。							
事業の目的	未利用土地の維持管理を図る。 未利用土地の早期処分により、管理経費の削減とともに税外収入の確保を図る。							
事業の効果	未利用土地の維持管理を図れる。 未利用土地の早期処分により、管理経費の削減とともに税外収入の確保や債務の減少につながる。							

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 企画調整課

ID: 14 公表

事業名	職員研修事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	地方公務員法（第38条 研修）			
	6 行財政改革を推進する		南丹市職員服務規程（第8条 研修）			
	(3)行政サービスと職員の資質向上					
事業計画期間	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	評価等により見直した点				
重点政策区分	健全な行財政運営をするまちをつくる	今後の方向性				
定住促進事業	対象外   評価結果   優先順位高い					
現状の課題	職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、研修が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費(千円)
			平成26年度	予算現額		2,536
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料）</li> <li>・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金）</li> </ul>		課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上。	5,844		
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料）</li> <li>・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金）</li> </ul>		課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上。	2,636		
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料）</li> <li>・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金）</li> </ul>		課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上。	2,636		
具体的な実施内容	様々なテーマ設定による、独自の庁内研修(全体及び階層別)の企画、実践。 職場外研修への職員の積極的な派遣。					
事業の目的	市民の信頼に応えることのできる人材づくりを目指し、職員の意識改革、能力向上と職場の活性化を図る。					
事業の効果	職員の資質向上と良好な職場環境の構築。					

※「評価結果」は、平成25年度事業貢献度評価の結果を記載しています。